

元気が一番 播磨店

指定通所介護、指定介護予防通所サービス・指定生活援助型通所サービス事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 T&H が設置する元気が一番 播磨店（以下「事業所」という。）において実施する指定通所介護、指定介護予防通所サービス・指定生活援助型通所サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態、要支援状態、事業対象者にある高齢者に対し、適正な指定通所介護、指定介護予防通所サービス・指定生活援助型通所サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な日常生活上の支援及び機能訓練等の介護及びその他必要な援助を行う。
指定介護予防通所サービス・指定生活援助型通所サービスの提供にあたって、要支援状態、事業対象者の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保護・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 5 指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、指定生活援助型通所サービス事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者への情報の提供を行う。
- 6 前5項のほか、都道府県や各市町村にて定める指定の基準並びに指定通所介護、

指定介護予防通所サービス、指定生活援助型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所地は、次のとおりとする。

- ① 名称 元気が一番 播磨店
- ② 所在地 加古郡播磨町野添 267-1 コープ播磨別棟

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに法令等において規程されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- ② 通所介護従業者

生活相談員 1名以上かつ人員基準を満たす員数とする

介護職員 5名以上かつ人員基準を満たす員数とする

※指定通所介護の単位ごとに、提供時間に応じて、相当数の従業者を配置するものとする。専ら当該指定通所介護の提供に当たる介護職員が利用者の数が15人までは1以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上に当たる従業者を確保する。

機能訓練指導員 1名以上かつ人員基準を満たす員数とする

看護職員 1名以上かつ人員基準を満たす員数とする

通所介護従業者は、指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、生活援助型通所サービス事業の提供に当たる。

生活相談員は事業所に対する指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、生活援助型通所サービス事業の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従業者に対する相談助言および技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

介護職員は指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、生活援助型通所サービス事業の提供にあたる。

看護職員は利用者の健康状態の確認及び介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日～土曜日まで（祝日も営業）とする。ただし12月31日～1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時00分から午後17時00分までとする。
- ③ サービス提供時間 9時00分～16時45分
播磨町指定生活援助型通所サービスにおいては15時25分～17時00分

（指定通所介護、指定介護予防通所サービス、指定生活援助型通所サービスの利用定員）

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

- ① 9：00～16：45 35名
- ② 15：25～17：00 10名
15時25分から16時45分において、35名を超える受け入れは行うことができない。

（指定通所介護、指定介護予防通所サービス、指定生活援助型通所サービス事業の内容）

第7条 指定通所介護、指定介護予防通所サービス、指定生活援助型通所サービスの内容は、次に掲げる者のうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 入浴サービス
- ② 給食サービス
- ③ 生活指導（相談・援助等） レクリエーション
- ④ 機能訓練
- ⑤ 健康チェック
- ⑥ 送迎
- ⑦ アクティビティ（介護予防）など

（利用料等）

第8条

指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、指定生活援助型通所サービス事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額または市町村が定める額とし、そのサービスが法定代理サービスであるときは介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお法定代理受領以外の利用料については、介護報酬告示上の額または市町村が定める額とするものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて送迎を行った場合は送迎に要する費用を徴収する。

実施地域を超えて1kmを増すごとに100円

- 3 食事の提供に要する費用については、昼食代680円（おやつ代含む）を徴収する。
- 4 おむつ代については紙おむつが100円、尿取りパット50円を徴収する。
- 5 その他、指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、指定生活援助型通所サービス事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 6 前5項の利用料等の支払いを受けた時は利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、指定生活援助型通所サービス事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ前項と同様に利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、指定生活援助型通所サービス事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、指定生活援助型通所サービス事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は以下の通りとする。

加古郡播磨町全域

加古郡稲美町全域

明石市 二見町、魚住町、大久保町

加古川市 加古川町、神野町、尾上町、別府町、平岡町、野口町

高砂市 荒井地区、高砂地区

神戸市 西区岩岡町 竜が岡 大沢 福吉台

（衛生管理等）

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ、保健所の助言、指導を求めるものとする。
- 3 感染症の予防、および蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてもその対策を協議し、対応指針等の作成し提示を行う。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向

上を行う。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者は指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、指定生活援助型通所サービス事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第12条 指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、指定生活援助型通所サービス事業の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、指定生活援助型通所サービス事業の提供により事故が発生した場合は、都道府県や市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 利用者に対する指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、指定生活援助型通所サービス事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(事業継続計画)

第14条 業務継続計画（BCP）の策定等にあって感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、生活援助型通所サービス事業の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(苦情処理)

第15条 指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、指定生活援助型通所サービス事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は提供した指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、指定生活援助型通所

サービス事業に関し、都道府県や市町村の定める規程により都道府県や市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は当該都道府県や市町村からの質問若しくは照会に応じ、および都道府県や市町村が行う調査に協力するとともに、都道府県や市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は提供した指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、指定生活援助型通所サービス事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(秘密の保持)

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待の防止の為の措置に関する事項)

第18条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における虐待の防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
 - ③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ④ ③に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを都道府県や市町村に通報するものとする。

(従業員の研修など)

第19条 事業者は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年4回

(記録の整備)

第20条 本事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存するものとする。

2 本事業所は、利用者に対する指定通所介護、指定介護予防通所サービス事業、指定生活援助型通所サービス事業の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から5年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社T&Hと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年9月26日から施行する。

この規程は、令和6年3月15日から施行する。